提案基準２０　　既存集落における小規模な工場等について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域の既存集落における小規模な工場等の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域の既存集落に建築することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用を受けるものは、申請日の１０年以前から、当該区域の既存集落内に生活の本拠を有する者、もしくは収用対象事業による建築物の移転等の事情により当該既存集落に生活の本拠を有することになった者が、事情により自己の生計を維持するために必要性のある小規模な工場等を建築する場合に限る。

（申請者）

2　申請者は、自己の業務の用に供する建築物において事業を営む必要がある者等に限る。

（申請地）

3　申請地は、次の各号のいずれかに該当していること。

(1) 土地登記簿上、申請者が申請日の１０年以前から所有している土地であること。

(2) 土地登記簿上、申請者が申請日の１０年以前から所有していた者より相続により取得した土地、あるいは将来相続または贈与で取得することが確実である土地であること。

（立　地）

4　おおむね５０メートル以内の間隔で、５０以上の建築物が連たんしていて、一体的な日常生活圏を構成している地域

（用　途）

5　申請に係る建築物は、次の各号のいずれかに該当し、周辺の土地利用と調整がとれ、生活環境の保全上著しく支障のないものであること。

(1) 工　場

(2) 作業場

(3) 事務所

（規　模）

6　敷地の規模は、原則として１，０００平方メートル以内とする。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するものについては、「事後報告基準２０」として取扱う。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し押印したもので、事業を営む必要性および計画の概要等を記述すること。）

2　申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書（申請日の１０年以前より保有していることが確認できるもの）

3　既存集落に申請日の１０年以前より生活の本拠を有していることの書面

4　申請者の経歴書等

5　地元自治会長等との協議書

6　公害関係諸法令の届出に係る受理書

7　関係機関の協議書

8　資金計画に関する書面

9　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）

10　土地利用計画図

11　建築図面（平面図、立面図等）

12　その他市長が必要と認める書類